

## 薬物乱用防止に向けた取組みについて

## 1 現状

近年、いわゆる脱法ハーブを含む違法ドラッグの使用者増加に伴い、健康被害が多発するとともに、これが原因と思われる事故が発生し、大きな社会問題となっている。

違法ドラッグの中には、麻薬や覚せい剤と類似の作用を有しているものがあるにもかかわらず、これを使用することへの抵抗感や警戒感が少なく、健康被害の発生や犯罪への誘引となり、その乱用が懸念されている。

現在、薬事法では 73 物質を指定薬物として、製造・販売等を禁止しているが、指定後、その化学構造の一部を変えた類似構造の薬物が流通するなど、巧みに法規制を逃れるといった状況がある。

## 2 規制の動き

このような状況から、国においては、薬事法に基づく規制の強化が検討されている。

一方、地方においては、法規制前の有害な薬物が乱用されている現状を踏まえ、そうした薬物による健康被害や事件事故を未然に防止する観点から、一部の自治体において、独自に薬物を指定し規制する条例の制定に向けた準備が進められている。

なお、東京都においては「薬物の濫用防止に関する条例」が平成 17 年 4 月に施行されており、未規制の乱用薬物を知事指定薬物として規制している。

## 3 本県の取組み

このような状況を踏まえ、本県においても、「独自に条例の制定」を目指し、違法ドラッグをはじめとする有害な薬物の乱用を防止するため、必要な方策を定め、推進することにより、青少年をはじめとする県民の健康と安全を守り、健全な社会の実現を目指すものである。

## ○ 検討中の主な規制

## ・『知事指定薬物の指定』

薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として、知事が指定。

## ・『製造、販売等の禁止』

学術研究、試験検査など正当な目的で行う場合を除き、  
「製造、栽培、販売、授与、広告、使用、使用目的の所持、みだりに使用することを知って場所の提供・あっせん」の行為を禁止。

## ・『警告、販売中止等の命令』

禁止行為に違反した者に対し、警告を発し、それに従わない場合は、販売等の中止の命令。